

一般社団法人 ROTOBO

役員退職手当規程

(目的)

第 1 条 この規程は、一般社団法人 ROTOBO の常勤の役員（以下単に「役員」という。）が退職した場合に支給する退職手当に関し、必要な事項を定める。

(役員)

第 2 条 この規程にいう役員とは、次のものをいう。

(1) 専務理事

(退職手当の支給)

第 3 条 役員が在職期間 1 年以上で退職又は死亡したときは、退職手当を支給する。ただし、役員が定款第 24 条の規定により解任されたときは、退職手当を支給しない。

2. 役員が任期満了後、その者が引き続き役員となったときは、前項の規定にもかかわらず、退職手当を支給せず、最終の退職時に退職手当を支給する。この場合における在職期間の計算は、在職期間を通算して行う。

(退職手当の支給対象)

第 4 条 退職手当は、当該役員が退職したときは本人に支給する。また、本人が死亡したときは、その遺族に支給する。

(支給の割合)

第 5 条 退職手当の額は、退職時の月額報酬に、在職年数を乗じた額とし、その計算方法は次の通りとする。

- | | |
|-------------------------|---------------|
| (1) 在職年数 1 年以上 5 年までの場合 | 月額報酬×在職年数 |
| (2) 在職年数 5 年以上の場合 | 月額報酬×在職年数×1.1 |

(在職期間の計算)

第 6 条 役員の在職年数は、就任した日から起算して暦に従って計算するものとし、1 ヶ月に満たない端数が生じたときは、1 ヶ月として計算する。

(端数の処理)

第 7 条 この規程で定めるところにより退職手当の計算の結果生じた 100 円未満の端数は、これを 100 円に切り上げるものとする。

附 則

この規程は平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

昭和 63 年 4 月 1 日付け「役員退任に関する規程」は廃止する。

平成 18 年 9 月 1 日、一部改正、施行。

平成 24 年 4 月 1 日、一部改正、施行。

令和 6 年 10 月 1 日、一部改正、施行。